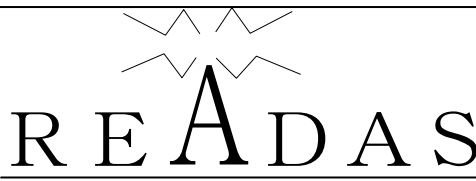


第 4547 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2012年)平成24年 8月14日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⤴ 原子力発電所付近の土地の評価

**Q**：原子力発電所周辺の避難指示区域内の土地の評価方法が明らかにされたそうですが、どのような内容なんですか？

**A**：土地の評価はゼロとされました。

### 【解説】

さきごろ、国税庁から原子力発電所周辺の避難指示区域内の土地の評価方法が明らかにされました。

内容は次のとおりです。

#### ①平成24年中に取得した土地等

平成24年中に相続、遺贈又は贈与により取得した土地等（平成24年1月1日現在において警戒区域及び計画的避難区域に設定されている区域内に存する土地等）の価額は、基本的にその取得の時点における時価により評価しますが、次の理由から、その区域内の土地等の路線価等の評定は困難であることから、平成24年中に取得した土地等の価額については、評価の安全性を最大限に考慮して、評価しない（ゼロ評価）こととされました。

なお、その土地等が平成24年中に避難指示区域の見直しがなされ、避難指示解除準備区域等になった場合や避難指示が解除された場合であっても、平成24年中はゼロ評価でよいこととされています。

#### ②土地等を所有する会社の株式を評価する場合の土地等の評価方法

①と同様、ゼロ評価となります。なお、課税時期前3年以内に取得した土地等についても同様にゼロ評価となります。

